

量産実用品の著作物性について判断した TRIPP TRAPP事件最高裁判決

最高裁第二小法廷令和8年4月24日判決
令和7年(受)第356号 不正競争行為差止等請求事件
(TRIPP TRAPP第三事件)

知的財産権法研究会
弁護士 古川 智祥

応用美術の著作物性（著作権法による保護対象となる著作物と言えるかどうか）については、様々な裁判例および学説があり、古くから議論がなされてきたところであるが、この度、応用美術のうち量産実用品の形状についての著作物性について初めて最高裁としての実質的な判断を示した判決が下された。その内容を概説するとともに、これまでの応用美術の裁判例・学説を改めて整理し、最高裁判決が今後の裁判実務にどのような影響を及ぼしていくかを検討してみたい。

第1 背景事情

1 「TRIPP TRAPP」について

上告人らは、ノルウェーの産業デザイナーであるピーター・オプスヴィック氏(2024年9月没)から、同氏がデザインした子供用の椅子「TRIPP TRAPP」（「TRIPP TRAPP」製品）の著作権の譲渡を受け、その著作権を管理しているノルウェー法人のオプスヴィック社と、オプスヴィック社から「TRIPP TRAPP」製品の著作権の独占的な利用権を取得し、「TRIPP TRAPP」製品を製造・販売しているノルウェーの子ども向け家具メーカーであるストッケ社である。オプスヴィック氏作成の「TRIPP TRAPP」については、ニューヨーク現代美術館（米）、ヴィクトリア&アルバート博物館（英）、ポンピドゥーセンター（仏）など、各国の主要な美術館・博物館において展示されており¹、日本においても平成17年にグッドデザイン賞を受賞するなど、日本を含む世界のデザイン界において高く評価されていることがうかがわれる。

1 オプスヴィック氏個人のサイト（<https://www.opsvik.no/>）において各種受賞歴や美術館、博物館での展示歴が確認できる。



（側面）



（背面）

「TRIPP TRAPP」製品

（本件最高裁判決の判決文別紙より）

「TRIPP TRAPP」製品は、1972年にノルウェーで販売が開始され、世界累計販売台数は1400万台に上り、日本においても昭和49年ころから販売が開始され、現在に至るまで百貨店、家具専門店、子供用品専門の小売店等多数の店舗で販売されており、平成2年度から令和2年度までに約110万台以上が販売された²。

なお、欧州においては「TRIPP TRAPP」製品の特許が取得されていたが、1992年に特許権の保護期間が満了してから「TRIPP TRAPP」製品に類似する多数の子ども用の椅子が販売されるに至り、オプスヴィック氏の母国であるノルウェーをはじめ欧州各地で、オプスヴィック社とストッケ社が著作権侵害訴訟を提起し、勝訴している。ノルウェーの最高裁も2012年6月27日に「TRIPP TRAPP」製品のデザインに著作物性を認める判決を下している³。

2 過去のTRIPP TRAPP事件

(1) TRIPP TRAPP第一事件

この様に日本でも「TRIPP TRAPP」製品が人気を博し、多数販売されるに至るという中で、競合する他社も類似する製品を日本市場に数多く投入する状況が生じた。そこで、オプスヴィック社とストッケ社は、市場で競合品の子ども用の椅子を販売していたA社に対し、平成21年に著作権侵害と不正競争防止法違反を理由として訴訟を提起し、勝訴判決を得た（東京地判平成22年11月18日）。同事件において東京地裁は、不正競争防止法第2条1項1号（周知な商品等表示）違反を認定したが、原告の著作権侵害の主張については、「実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの（いわゆる応用美術）は、それが純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象になる」とし、「本件デザインは、いすのデザインであって、実用品のデザインであることは明らかであり、その外観において純粋美術や美術工芸品と同視し得るような美術性を備えていると認めることはできない」と判示し、「TRIPP TRAPP」製品のデザインの著作物性を否定した。

2 原審（知財高判令和6年9月25日）での認定事実より。

3 欧州における「TRIPP TRAPP」訴訟については、作花文雄「詳解 著作権法（第6版）」139頁以下で分かりやすくまとめられている。